## 第五一回

## 参第八号

学校教育法等の一部を改正する法律(案)

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「助教諭」の下に「、養護助教諭」を加え、同条に次の一項を加える。

養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。

第五十条第二項中「助教諭、」の下に「養護助教諭、」を、「技術職員」の下に「、 実習助手」を加え、同条に次の一項を加える。

実習助手は、実験または実習について、教諭の職務を助ける。

第五十一条中「第七項」を「第八項」に改める。

第七十三条の次に次の一条を加える。

第七十三条の二 寄宿舎のある盲学校、デジャを選挙を置かなければならない。

寮母は、寄宿舎における幼児の保育又は児童若しくは生徒の教育に従事する。

(教育公務員特例法の一部改正)

第二条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。 第二条第二項中「助教授、」の下に「助手、」を、「養護教諭」の下に「、養護助教 諭、寮母、実習助手」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

## 理由

養護助教諭、実習助手及び寮母の職務内容を学校教育法に明記するとともに助手、養護助教諭、実習助手及び寮母に教育公務員特例法を適用する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。